令和6年3月1日制定

高齢者虐待防止に関する指針

社会福祉法人羽陽の里

**１　基本方針**

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利擁護に資することを目的に、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務に当たることとする。

**２.　虐待の定義**

　（１）身体的虐待（暴行・傷害）

　　　　暴行的行為で利用者の身体に怪我などの外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

　（２）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

　　　　意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

　（３）心理的虐待

　　　　脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、いやがらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。また、拒絶的な対応、不当な差別的な言動をとったりすることで心理的外傷を与える言動を行うこと。

　（４）性的虐待

　　　　利用者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

　（５）経済的虐待

　　　　本人の同意なしに財産を不当に処分すること。その他利用者から不当な財産上の利益を得ること。又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

　※別表　厚生労働省「高齢者虐待防止の基本　養介護事業者による高齢者虐待類型（例）」を参照

**３　虐待防止に係る体制整備**

1. 本指針における虐待の責任体制を明確にするため、虐待防止責任者を設置する。この虐待

防止責任者には施設長があたるものとする。

1. 当施設では、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止等委

員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施

するための担当者を定める。

1. 委員会は、虐待防止責任者（施設長）を委員長とし、管理者、リーダー及び虐待防止担

当者等をもって構成し、年2回以上開催する。身体拘束廃止等と連動し、運営会議時、リスク管理委員会同様、他の会議と一体的に取り扱うなど柔軟に運営するものとする。

1. 委員会では、虐待防止のための職員研修や虐待防止の指針見直しと啓発活動等を協議する。

　　また、虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報

告できる体制整備を図るものとする。

1. 職員が虐待等を把握した場合に、天童市（短期入所時は該当市町村）及び山形県（以下、「関係機関等」という。）への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
2. 虐待発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること、及び防止策を講じた際の効果に関する評価等を実施するものとする。

**4　虐待防止のための職員研修に関する基本方針**

1. 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知

識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底する内容とする。

1. 研修は年3回実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
2. 研修の実施内容については、研修時の資料、実施概要及び出席者等を記録し保存する。

**5　虐待・不適切なケアの未然防止のための取り組み**

虐待の予防及びサービス提供の質を高めるため、下記の取り組みを強化する。

　　　　＊事故やヒヤリハット、苦情等の分析と再発防止のための取り組み

＊介護サービスの点検、不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み

　　　　＊権利擁護や虐待防止意識の醸成、認知症ケアなどに対する理解を高めるための研修など

　　　　＊職員のメンタルヘルスに関する取り組み

　　　　＊苦情対応委員による定期巡回相談や介護サービス相談員の巡回相談及びボランティア

活動等による施設運営の透明化に関する取り組み

**6　虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法**

1. 虐待等が発生した場合は、速やかに関係機関等に報告するとともに、その要因の速やかな

除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位の如何を問

わず厳正に対処する。

1. 緊急性の高い事案の場合は、関係機関等及び警察の協力を仰ぎ、非虐待者の権利と生命

の保全を最優先する。

**7　虐待等が発生した場合の相談・報告体制**

1. 利用者、家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。

また、利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決

につながるよう努める。

1. 施設内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよ

う努める。

1. 施設における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃

から虐待の早期発見に努めなければならない。

1. 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関

係を確認するとともに、必要に応じて関係機関等に通報するものとする。

　（５）虐待対応責任者は、虐待通報の内容を正確に把握するため、通報者及び関係者から内容を詳細に把握するものとする。話し合いの内容や解決策等については記録するものとする。

　　　　また、通報者及び虐待対応責任者は、必要に応じ第三者委員に助言を求めることができる。

　　　この場合、事案の顛末についても後日報告するものとする。

（６）事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合は、当人に対応の改善を求

めるとともに、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

（７）事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案が

なぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

（８）虐待等事案については、関係機関等への報告の他、利用者及び家族等に十分な説明を行うほか、必要に応じ苦情解決委員会や運営推進会議での報告、又は地域住民等へ説明、報告するものとする。

**8　利用者等に対する当該指針の閲覧**

1. 利用者及び家族等がいつでも閲覧できるよう施設内に掲示する。
2. 外部の方に対しても本指針をいつでも閲覧できるようホームページで公表する。

**9　成年後見制度の利用支援**

1. 利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて

社会福祉協議会や市町村の関係窓口を紹介するなどの支援を行うこととする。

**10 その他虐待防止の推進のために必要な事項**

1. 虐待防止のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサー

ビスの質の向上を目指す取り組みを推進する。

附則

　この指針は、令和6年3月1日より施行する。

別表　厚生労働省「高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型(例)」

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 具体的な例 |
| ⅰ身体的虐待 | 1. 暴力的行為　　（注１）   ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。  ・ぶつかって転ばせる。  ・刃物や器物で外傷を与える。  ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。  ・本人に向けて物を投げつけたりする。　など   1. 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為   ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化  を招く行為を強要する。  ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。  ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。  ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。　など   1. 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 |
| ⅱ介護・世話の放棄・放任 | 1. 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為   ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れがひどい服や破れた服  を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。  ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。  ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。  ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。  ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。  ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。  など   1. 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為   ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。  ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治  療食を食べさせない。　など   1. 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為   ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。  ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。　など   1. 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置   ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など   1. その他職務上の義務を著しく怠ること |
| 区分 | 具体的な例 |
| ⅲ心理的虐待 | 1. 威嚇的な発言、態度   ・怒鳴る、罵る。  ・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。　など   1. 屈辱的な発言、態度   ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。  ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。  ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。  ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。　など   1. 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度   ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。  ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。  ・話しかけ、ナースコール等を無視する。  ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。  ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)  など   1. 高齢者に意欲や自立心を低下させる行為   ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつ  を使う。  ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の  全介助をする。　など   1. 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為   ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。  ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。  ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。　など   1. その他   ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。  ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。  ・入居者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。  ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。  ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。　など |

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 具体的な例 |
| ⅳ性的虐待防止 | 〇　本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要  　・性器等に接触したり、キス、性行為を強要する。  　・性的な話しを強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。  　・わいせつな映像や写真をみせる。  　・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他  　　人に見せる。  　・排せつや着替えに介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のま  まで放置する。  　・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための  配慮をしない。　など |
| ⅴ経済的虐待 | 〇　本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限  ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。  　・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者にお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用  する、おつりを渡さない)。  　・立場を使用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。  　・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。　など |

注1

身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができる。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触するとこは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」　　　(東京高裁判決昭和25年6月10日)